

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成25年9月13日

東京都中央区京橋二丁目4番15号
株式会社オービック
代表取締役社長 橋 昇一

当社は、平成25年8月5日開催の取締役会において、平成25年10月1日付をもって当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割り当てを受ける権利の基準日を平成25年9月30日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成25年10月1日付をもって、単元株式数を10株から100株に変更いたします。これにより、平成25年9月26日付をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、10株から100株に変更されることとなります。
2. 株式分割および単元株式数変更後のご所有株式に関するご案内は、平成25年11月上旬にお届け出のご住所にお送りいたします。
3. 平成25年10月1日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. (1) 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）